

浜松市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

浜松市地方卸売市場業務条例（昭和47年浜松市条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(卸売予定数量等の報告等)</p> <p>第25条の2 (略)</p> <p>2 卸売業者は、次に掲げる食肉について、毎開場日、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格(せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格にその8パーセントに相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。)を規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(委託手数料)</p> <p>第26条 卸売のための販売の委託の引受けについて、卸売業者がその委託者から収受する委託手数料は、卸売をした物品の卸売金額(せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格の合計額<u>にその8パーセントに相当する額を加えた金額をいう。以下同じ。)</u>に料率(以下「委託手数料の率」という。)を乗じて得た額とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(仕切り及び送金)</p>	<p>(卸売予定数量等の報告等)</p> <p>第25条の2 (略)</p> <p>2 卸売業者は、次に掲げる食肉について、毎開場日、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格(せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格にその8パーセント<u>(消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第1号に規定する飲食料品(以下「軽減対象資産」という。)</u>以外のもの(以下「軽減対象外資産」という。))<u>にあつては、10パーセント)</u>に相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。)を規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(委託手数料)</p> <p>第26条 卸売のための販売の委託の引受けについて、卸売業者がその委託者から収受する委託手数料は、卸売をした物品の卸売金額(せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格の合計額をいう。)に料率(以下「委託手数料の率」という。)を乗じて得た額<u>にその10パーセントに相当する額を加えた額とする。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(仕切り及び送金)</p>

第27条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌々日までに、当該卸売をした食肉の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の8パーセントに相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第31条ただし書の規定による卸売代金の変更をした食肉については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の8パーセントに相当する金額）、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付の期日について委託者との特約がある場合の期日については、この限りでない。

第27条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌々日までに、当該卸売をした食肉の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、軽減対象資産合計額（軽減対象資産に係る単価と数量の積の合計額をいう。以下この条において同じ。）、軽減対象外資産合計額（軽減対象外資産に係る単価と数量の積の合計額をいう。以下この条において同じ。）、軽減対象資産合計額にその8パーセントに相当する金額を加えた金額及び軽減対象外資産合計額にその10パーセントに相当する金額を加えた金額並びにこれらの合計額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第31条ただし書の規定による卸売代金の変更をした食肉については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、軽減対象資産合計額、軽減対象外資産合計額並びに軽減対象資産合計額にその8パーセントに相当する金額を加えた金額及び軽減対象外資産合計額にその10パーセントに相当する金額を加えた金額並びにこれらの合計額）、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付の期日について委託者との特約がある場合の期日については、この限りでない。

(買受代金の支払義務)

第30条 買受人は、卸売業者から買い受けた食肉の代金（買い受けた金額にその8パーセントに相当する金額を加えた金額とする。）を買い受けた日の翌々日（卸売業者があらかじめ市長の承認を受けて買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日）までに支払わなければならない。

2 (略)

別表（第35条関係）

区分	金額
卸売業者市場使用料	1月につき 1月の卸売金額の合計額の1,000分の3に相当する額
(略)	
卸売業者売場使用料	1m <sup>2</sup> 1月につき <u>432円</u>
附属営業人売場使用料	1m <sup>2</sup> 1月につき <u>432円</u>
冷蔵庫使用料	牛・馬 半頭1日につき <u>115円</u> (略)
業者事務室使用料	1m <sup>2</sup> 1月につき <u>432円</u>
管理棟使用料	事務室 1m <sup>2</sup> 1月につき <u>432円</u> 会議室 1時間につき <u>540円</u>

備考

1～4 (略)

5 上場前の食肉に係る冷蔵庫使用料は、牛又は馬にあつては半頭につき 345円、豚、こ牛、こ馬、やぎ又はめん羊にあつては半頭につき58円、部分肉にあつては1キログラムにつき1円とする。

(買受代金の支払義務)

第30条 買受人は、卸売業者から買い受けた食肉の代金（買い受けた金額にその8パーセント （軽減対象外資産にあつては、10パーセント）に相当する金額を加えた金額とする。）を買い受けた日の翌々日（卸売業者があらかじめ市長の承認を受けて買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日）までに支払わなければならない。

2 (略)

別表（第35条関係）

区分	金額
卸売業者市場使用料	1月につき 1月の卸売金額 <u>（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格の合計額にその8パーセント（軽減対象外資産にあつては、10パーセント）に相当する額を加えた金額をいう。）</u> の合計額の1,000分の3に相当する額
(略)	
卸売業者売場使用料	1m <sup>2</sup> 1月につき <u>440円</u>
附属営業人売場使用料	1m <sup>2</sup> 1月につき <u>440円</u>
冷蔵庫使用料	牛・馬 半頭1日につき <u>117円</u> (略)
業者事務室使用料	1m <sup>2</sup> 1月につき <u>440円</u>
管理棟使用料	事務室 1m <sup>2</sup> 1月につき <u>440円</u> 会議室 1時間につき <u>550円</u>

備考

1～4 (略)

5 上場前の食肉に係る冷蔵庫使用料は、牛又は馬にあつては半頭につき 351円、豚、こ牛、こ馬、やぎ又はめん羊にあつては半頭につき58円、部分肉にあつては1キログラムにつき1円とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の第25条の2、第26条、第27条及び第30条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる卸売について適用し、施行日前に行われた卸売については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定（会議室に係る部分を除く。）は、施行日以後の市場施設の利用に係る使用料について適用し、施行日前の市場施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に会議室の利用の指定又は許可を受けている者（現に当該指定又は許可の申請をしている者及び現に当該指定又は許可の変更の申出をしている者を含む。）の当該利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 5 施行日から令和5年9月30日までの間における改正後の第25条の2第2項の規定の適用については、同項中「消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第1号」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号」とする。